

広島県警察本部告示第7号

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年10月26日

広島県警察本部長 岩崎和彦

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示

広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年広島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 広島県東部運転免許センター庁舎 福山市瀬戸町大字山北54番地2に所在する庁舎をいう。

第3条第1項第7号中「広島県運転免許センター庁舎」の次に「及び広島県東部運転免許センター庁舎」を加える。

第8条第1項中「及び広島県運転免許センター庁舎」を「、広島県運転免許センター庁舎及び広島県東部運転免許センター庁舎」に改め、同条第2項中「広島県運転免許センター庁舎」の次に「及び広島県東部運転免許センター庁舎」を加える。

第9条の表広島県運転免許センター庁舎の項の次に次のように加える。

広島県東部運転免許センター庁舎	日曜日から 午前7時30分 金曜日まで	日曜日から 午後6時30分 金曜日まで
-----------------	---------------------------	---------------------------

附 則

この告示は、平成21年11月1日から施行する。